

# 台風第14号で被害に遭われた農業者の皆様へ

県事業

## 「被災産地営農継続緊急支援事業」のご案内

台風の被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

宮崎県では、令和4年台風第14号により甚大な被害を受けた産地に対し、種苗等の生産資材の導入など栽培再開や作物転換等に必要な取組を支援します。

### ① 営農継続支援事業

被災した作物の栽培再開や作物転換を図る際に必要な種苗や肥料等の掛かり増し経費の1/2相当額を定額で支援します。

#### 【交付額(交付単価)※1】

##### (1) 施設園芸作物

- 栽培再開(植替) 15万円/10a
- 作物転換(他作物の作付) 15万円/10a
- 栽培再開(植替無し)※2 8万円/10a

※2 市町村が被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれると認めた被災ほ場

##### (2) 露地作物

- 栽培再開(播き直し、植替) 2万円/10a
- 作物転換(他作物の作付) 2万円/10a



#### 【主な要件】

- ・令和4年9月17日以降の取組
- ・令和4年度中の栽培再開や作物転換
- ・市町村による被災証明 など

#### 【事業主体】

営農集団、農地所有適格法人、農業再生協議会、農業協同組合等

※1 予算額に対し要望額が上回る場合、交付単価を減額することがあります。

### ② 被災施設等復旧支援事業

被災により機能が低下した共同利用施設等の補修・修繕に要する経費を支援します。

#### 【対象施設等】

共同利用施設(集出荷貯蔵施設、乾燥調整施設、農産物処理加工施設及び育苗施設等)や園地(かん水施設等)

#### 【補助率】 1/2以内※3

※3 建物共済等の共済金が支払われる場合、支払共済金と交付額の合計が事業費の1/2以内となるように算定します。

#### 【主な要件】

- ・令和4年9月17日以降の取組
- ・国の農地・農業用施設災害復旧制度(農林水産業共同利用施設災害復旧事業等)の対象とならない施設等
- ・補修・修繕に要する経費(事業費)が10万円以上 など

#### 【事業主体】

営農集団、農地所有適格法人、市町村等

(注) 交付額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数があるときは切り捨てて算定します。

### 申請の流れ

事業主体

市町村

西臼杵支庁・各農林振興局

県農政水産部

※ 事業の実施を希望される場合は、お住まいの市町村にご相談ください。

【お問合せ先】 宮崎県農政水産部 農産園芸課 (生産振興企画担当)

☎ (0985) 26-7135



宮崎県農業・水産業ナビ  
ひなたMAFiN  
Miyazaki Agriculture and Fisheries Navigation



その他、台風被害等についての支援は右記QRコードから「ひなたMAFiN」にアクセスしてご覧ください。

